



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2552 号 2015.7.25 発行

「関西健康・医療創生会議」設立 医療先進地目指す 朝日新聞 2015年7月24日  
 関西の経済団体や大学、自治体などが連携して医療・健康の先進地をめざす「関西健康・医療創生会議」が23日、大阪市内で設立会合を開いた。製薬会社などが集まる関西の強みを生かし、新たな産業を育てるのが狙いだ。

テーマに挙がっているのはITやロボット工学を活用した医療の確立と新産業創出▽少子高齢社会のまちづくり▽認知症や骨粗鬆症（こつそしょうしょう）の対策▽未来の医療開発と人材育成。9月にもテーマ別分科会を設け、具体的な検討に入る。年内にシンポジウムを開いて活動内容を報告する。

### 後見制度使ったら失職 地方公務員法に規定 吹田市元職員「違憲」と提訴

朝日新聞 2015年7月25日

軽度の知的障害があり、大阪府吹田市の臨時職員として働いていた男性が国の成年後見制度＝キーワード＝を利用し、意思決定を支える「保佐人」をつけたところ、公務員の欠格条項に触れて雇い止めされた。男性はこれを不当として24日、市に地位確認などを求める訴訟を大阪地裁に起こした。弁護団によると、地方公務員法の欠格条項が、法の下での平等を保障した憲法に違反するかを問う訴訟は初めてという。

原告の塩田和人（かずひと）さん（49）は2006年に吹田市に採用され、職員の福利厚生関連の部署でデータ入力事務を担当。半年から1年ごとに任用を更新された。

だが11年5月、大阪家裁の審理を経て司法書士を保佐人につけたところ、保佐人や後見人がついた人は公務員になれないとした地方公務員法16条に触れるとして市から更新を拒まれ失職。欠格条項の対象にならない「補助人」に切り替えて同12月に復職したが再更新しない条件が付き、12年5月に雇い止めされた。

塩田さんは、雇い止め以降の未払い賃金など944万円の支払いも求めている。吹田市は「訴状が届いていないのでコメントできない」としている。

### 成年後見利用で公務員失職は「違憲」 元大阪府吹田市臨時職員が提訴

産経新聞 2015年7月24日

成年後見制度で後見人や保佐人が付くと公務員になれないとする地方公務員法の規定は、法の下での平等などを定めた憲法に違反するとして、知的障害者で元大阪府吹田市臨時職員、塩田和人さん（49）が24日、市を相手取り、職員としての地位確認や約950万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。

訴状によると、塩田さんは平成18年6月に臨時職員（1年更新）として採用され、データ入力業務などに従事。ところが22年に唯一の家族だった父親＝死亡＝ががんで余命宣告を受けたため、大阪家裁の審理を経て司法書士の保佐人を付けたところ、23年5月末に更新が認められず失職した。

塩田さんはその後、保佐人を補助人に変更する申し立てが家裁で認められて復職。しかし24年5月末、市が採用の更新を拒んだため、再び職を失った。

塩田さん側は、成年後見制度の利用はそもそも市側が勧めたのに、職を失うことになる地公法の規定を説明しなかったと主張。規定は法の下での平等を定めた憲法のほか、障害者の社会参加を促す障害者権利条約に違反するとも訴えている。

同制度をめぐるのは東京地裁が25年、後見人が付くと選挙権を失うとした旧公職選挙法の規定を違憲・無効と判断し、法改正された。

成年後見制度 知的障害や認知症などで判断能力が不十分な人が、財産管理や契約行為で不利益を被らないよう支援する制度。平成12年に導入された。本人らから申し立てを受けた家裁が、本人の判断能力から保護の必要性の高い順に「後見人」「保佐人」「補助人」として親族や司法書士らを選任する。後見人と保佐人が付いた場合、公務員や医師などの地位は失われる。

### 社説：生活困窮者支援 自治体は実態把握を急げ 西日本新聞 2015年07月25日

着実に生かしたい新制度である。看板倒れにしてはならない。

社会保障の新たなセーフティーネットとして4月から始まった生活困窮者自立支援制度のことだ。

病気や失業、家族の介護、離婚などをきっかけに経済的に不安定となり、生活が困窮する。非正規雇用や単身者の増加を背景に、今や決して珍しいことではない。

そんな人たちが生活保護を受ける前に手を差し伸べ、地域社会や雇用の場へつなげていく。これが新制度の狙いである。生活保護は最低限の暮らしを守ることが主眼で、困窮からの脱出を支援する具体的な仕組みがないからだ。

福祉事務所を持つ全自治体が支援に取り組むが、制度開始時点の厚生労働省の調査で気になる結果が出た。法律で定めた義務事業の他に、地域のニーズに応じて任意で選べる事業を一つも実施していない自治体が全体の45%に及んでいるのだ。義務事業とは、支援プランを作る相談窓口の設置と、離職で住居を失った人への家賃相当額支給の二つだけである。

任意事業は、子どもの学習支援▽就労準備の支援▽宿泊場所や衣食を提供する一時生活支援▽家計相談支援の四つがある。実質的には支援の本体ともいえる事業だが、全部実施している自治体は4%にすぎない。厚労省も「包括的な支援には任意事業を組み合わせることが必要」としている。

原因は地元のニーズをつかみかねている自治体が財政負担を伴う事業に踏み出せない点にある。義務事業で4分の1の自治体負担が任意では3分の1か半額に増える。残りは国の負担だ。国は制度が軌道に乗るまでもう一段の補助を検討してもよいのではないかと。

支援が必要な人は潜在的には多数いるとみられる。失業者や引きこもり、シングルマザー、貧困家庭の子どもなど多岐にわたるが、新制度の存在すら知らない人も少なくない。

各自治体は生活困窮者の実態把握を急ぐべきだ。縦割り行政を排して、福祉や教育、雇用など各部門が一体で取り組んでほしい。

### 社説：概算要求基準 社会保障費の抑制がカギだ 読売新聞 2015年07月25日

経済成長を後押ししつつ歳出膨張に歯止めをかける。「経済・財政一体改革」を着実に推進することが重要だ。

政府が、2016年度予算の大枠となる概算要求基準を決めた。歳出全体の上限はなく、要求総額は2年連続で100兆円を超える見通しとなった。

16年度からの3年間は、政府の財政健全化計画の集中改革期間にあたる。財務省は、集中改革の初年度にふさわしい予算となるよう、厳しく査定すべきである。

要求基準は昨年と同様、成長戦略や地方創生など安倍政権の主要課題に予算を重点配分する4兆円規模の特別枠を設けた。公共事業費などの裁量的経費1.5兆円の1割を削減し、財源を確保する。

無駄な支出を削り、成長に資する政策に予算を優先して回す狙いは妥当だろう。

気がかりなのは、特別枠の趣旨に合わない事業が紛れ込む懸念があることだ。昨年は「地方創生」などを名目に、旧来型の道路建設を要求する例も見られた。各府省は、特別枠に便乗するような要求を慎まねばならない。

政府は、歳出改革に熱心な府省の予算を優遇する一方、取り組みが遅れた場合は改善を求める「インセンティブ措置」を導入する。各府省は、要求段階から歳出改革に取り組む必要がある。

予算編成の最大のカギは、歳出全体の3割を占める社会保障費をいかに抑え込むかだ。

社会保障費は高齢化などで年1兆円規模のペースで膨らむ見込みだが、政府は3年で1.5兆円増にとどめる目標を掲げた。

概算要求基準では、前年度比6700億円増までは要求を認めるとしている。財務省は内容を精査し、5000億円増に抑制することを目指す。

医療機関に支払う診療報酬の引き下げなどが検討課題となるが、医師会などの猛反発が予想される。与党内にも、来夏の参院選を意識し、社会保障費の抑制への抵抗が強まっている。

だが、痛みを伴う改革なしに、社会保障費の拡大にブレーキをかけることはできない。政府は負担増や給付削減も聖域とせず、制度改革を断行すべきだ。

内閣府は20年度の基礎的財政収支の赤字が、従来の9.4兆円から6.2兆円に減るとする新試算を公表した。成長による税収増が見込まれるためだが、政府目標の黒字化には遠く及ばない。

目先の税収増に油断して、歳出削減の手を緩めてはなるまい。

## 郵便開封、火葬手続き…成年後見人の権限拡大へ 読売新聞 2015年7月25日

自民、公明両党は、認知症や精神障害などで判断能力が不十分な人に代わって財産の管理、契約行為などを行うための成年後見制度の改善を柱とした議員立法をまとめた。現在は法的に認められていない郵便物の開封や死後の火葬手続きなどを、後見人が代行することを認める内容だ。野党にも賛同を呼びかけ、与野党の超党派で今国会への提出を目指す。

議員立法は、制度の利用促進に関する法案（新法）と、民法などの改正案の2種類に大別される。

民法などの改正で、郵便物の開封や死後の火葬などの手続きが可能になる。現在は、後見人がやむを得ず開封や火葬手続きなどを行っているケースが多い。

新法は、独り暮らしや認知症の高齢者の増加が見込まれる中、制度の普及のため、需要の把握や、後見人の担い手確保を「国の責務」と位置付けた。首相をトップとする「成年後見制度利用促進会議」を創設し、制度改善の方向性を示す基本計画について、法律の施行から2年以内に策定することも求めた。

## 橋下氏VS自民 再燃 大阪会議初会合から紛糾 大阪日日新聞 2015年7月25日

大阪府、大阪市、堺市が広域行政課題を話し合う「大阪戦略調整会議」（大阪会議）の初会合が24日、大阪市内で開かれ、規約や会議の進め方を協議した。大阪維新の会代表の橋下徹大阪市長が、大阪都構想で掲げた二重行政の解消を協議すべきだと主張したのに対し、自民党は成長戦略などを取り扱うべきだと譲らず、議論は紛糾した。

維新側は「自民が大阪都構想の対案として大阪会議の設置を提案した」として、二重行政解消を議題にする妥当性を重ねて強調。橋下市長が、規約の文言に「都構想の対案」と

明記するよう求めると、自民の花谷充愉府議は「明記の必要はない。府、大阪市、堺市の政策を協調して一体性を確保することが目的だ」と反論した。

大阪会議の初会合を終え、記者の質問に答える橋下市長、松井知事、竹山市長（右から）＝24日午後、大阪市内

議事進行の権限をめぐるでも激しく応酬。橋下市長は、会長に選出された維新府議に権限を持たせるべきだと主張したのに対し、花谷府議は、別の維新府議が会長を務めた「法定協議会」で、都構想の設計図（協定書）をめぐるで維新と野党会派が対立したことなどを念頭に「そういう会議体であってはならない」と反対し、議論は平行線をたどった。



会議後、堺市の竹山修身市長は「もうちょっとスムーズに進むかと思ったが、本題でない議論が始まり困惑している」と語った。

大阪会議は3府市の首長と議員代表の計30人の委員が広域行政課題を協議する枠組み。自民が設置条例案を各議会に提案し、維新を含む賛成多数でそれぞれ可決され、設置が決まった。定例会は年4回開かれる。

## 予防で医療費抑制／廃校を貸し出し 安倍政権、新たな歳出改革

朝日新聞 2015年7月25日

安倍政権が、新たな歳出改革の取り組みを始めた。景気を冷やす単純な歳出カットは控え、予防医療を進めて医療費を抑えたり、少子化で廃止された小学校を民間に貸したりと、公共サービスの質を落とさずに財政を改善することを目指す。ただ、効果が出るまでには時間がかかりそうだ。

内閣府と財務省は24日、各省庁の事務次官を首相官邸に集め、歳出改革への協力を求めた。西村康稔・内閣府副大臣は「無駄の排除、民間活用を徹底して、歳出増加を抑えることが重要だ」と呼びかけた。

政府は2020年度の基礎的財政収支の黒字化を目指している。ただ、実質2%の高い経済成長率を実現しても、20年度で6・2兆円の赤字が残る見通しだ。

## 「出産」欠席 全国で容認 都道府県議会 規則改正が完了

中日新聞 2015年7月25日

議員が議会を欠席できる理由として、全ての都道府県議会が24日までに、会議規則に「出産」を明記した。これまで未整備だった千葉、静岡、滋賀の3県が今月、規則を改正して実現した。

全国都道府県議会議長会が2002年、各議会の規則のモデルとなる標準規則に、出産による欠席規定を加えてから13年。ようやく全国に浸透した形だが、共同通信が全都道府県議会に調査した結果、02年以降、実際に出産を理由に欠席した記録があるのは女性3人のみ。男女が共に議員活動と家庭を両立できる環境の整備はなお課題だ。

調査は6月上旬に実施。その時点で規定が無かった3県議会は規則を改正し、「公務、疾病、出産」などで欠席できるとの文章を追加して今月10～21日に公布した。

02年以降、出産を理由に欠席したのは東京、京都、兵庫の女性各1人だった。都道府県議会に占める女性の割合は昨年末時点で8.9%（内閣府調べ）と低い上、子育て世代が少ないことや、任期中に欠席することへのためらいなどが背景にあるとみられる。

出産以外に、欠席理由として家族の介護や看護、育児を明記している議会はなかった。ただ02年以降、記録が残っている限りで、介護や看護を理由として欠席が認められた例が愛知県議会の男性1人を含め男性12例、女性3例の計15例。内訳は介護2例、看護

13例。「欠席理由を全て把握しているわけではない」とした議会もあり、家庭の事情で休まざるを得ない例はもっと多いとみられる。

有村治子女性活躍担当相は24日の記者会見で、出産欠席規定が3県でも整備されたことに触れ「議会での女性の割合が低い原因の一つとして、女性が安心して出産できる環境が整っていないことが指摘されている。今後とも女性が議会でも活躍できる環境づくりに取り組んでいく」とした。

### 徳洲会グループの社福前理事長が私的流用

朝日新聞 2015年7月25日

医療法人徳洲会グループで、鹿児島県内で特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人「愛心会」（鹿児島市）の前理事長が、2013～15年度に事業費1300万円余りを私的に流用していたことがわかった。愛心会と県が24日、明らかにした。前理事長は、徳洲会グループの公職選挙法違反事件を機に前任者から職務を引き継ぎ、理事長に就いた。在任中、鹿児島市の繁華街のスナックなどでの飲食代を会議費として繰り返し計上していたという。

今年4月に定期監査に入った県の指摘で発覚。愛心会は、私的流用と判断し、今月3日の理事会で前理事長を解任した。理事会役員によるチェック態勢にも不備があったとして、年1回だった内部監査を4回に増やすなどの改善策をまとめ、10日に県に報告した。

### 通院勧め患者困り込みか 生活保護支援請け負う医院スタッフ

朝日新聞 2015年7月25日

精神疾患の疑いがある生活保護受給者に受診を促す自治体の事業で、東京都内の医療グループによる患者の不当な「困り込み」があったとして、支援団体が24日、厚生労働省に監査を求めた。生活保護の支援員を務める精神科医院のスタッフが自分の勤務先への通院を勧めていたと指摘。通院が生活保護費受給の条件という虚偽の説明をしていた例もあったとしている。

監査を求めたのは弁護士らでつくる「医療扶助・人権ネットワーク」。自治体によっては、生活保護の窓口には精神保健福祉士や看護師らを支援員として置き、精神疾患の疑いがあれば自立に向けて受診を促す。東京都によると、23区のうち21区が配置している。

24日に記者会見した同ネットワークによると、大田区と江戸川区は都内に4医院を持つ医療グループと委託契約を結び、計7人のスタッフを支援員として配置。スタッフが自分の勤務先への通院が生活保護費受給の条件だと誤解を招く説明をしていた例があったという。

医療グループ側の紹介で劣悪な環境の部屋に住み、同意の手続きが不透明なまま生活保護費を管理される患者もあったとする。

### コーヒー豆 真心の味 輪島の障害者施設が焙煎 口コミ広がり、人気県外にも

中日新聞 2015年7月25日

六年前からじか火焙煎（ばいせん）のコーヒー豆作りに取り組んでいる輪島市河井町の障害者通所施設「輪島あすなろふたばの会」が、固定客をつかみ、市内外だけでなく県外にも販売するまでに成長した。顧客から「安くておいしい」と評判になっている。（山本義久）

二〇〇八年に、施設の主力商品だったクッキーの材料となる小麦粉の価格が高騰。仕入れが難しくなったため、価格が比較的安定していたコーヒー豆に着目し、転換した。

協力してくれる企業を探したところ、大分県の専門商社が生豆の仕入れと、焙煎の技術指導を引き受けてくれた。作業所の職員は、商社が経営する堺市の「珈琲（コーヒー）豆

処「夢珈（ゆめか）」で作り方を学び、〇九年四月に焙煎と販売を始めた。

「一度味わって」と呼び掛ける施設の通所生たち＝輪島市河井町で

作業は市内の二十～五十代の通所生六人と職員三人が担当。通所生は職員のサポートを受けながら、生豆の中から未成熟なものを手作業で取り除く「ハンドピック」のほか、専用機械でじか火焙煎する作業も担っている。

いりたての香ばしい味が口コミで広まり、市民のほか市役所や県の出先機関、穴水、中能登両町の福祉施設が常連に。評判を人づてに聞いた横浜市や神奈川県小田原市、埼玉県日高市の住民からも注文が入る。

コーヒー豆は、通所施設と市ふれあい健康センターにある「まんなかふれあいさろん」で販売されているほか、注文を受けた所へ配達もしている。一番人気は「あすなるブレンド」で、二百グラム三百四十円と格安。ほかにも六種類ある。

森本毅施設長（58）は「みんな真剣に向き合って作っている。ぜひ一度味わってほしい」と話している。購入予約は通所施設＝電0768（22）2950＝へ。



### トマトの栽培を自動制御で



長崎新聞 2015年7月25日  
鉢植えしてコンピューター管理で育てたトマトの実を収穫する男性＝長崎市古賀町

長崎市古賀町の障害者就労支援施設「ワークセンターほたる」が、トマトを一鉢ずつ独立したポットで養液栽培する「ポットファーム」システムを県内で初めて導入した。土を耕す手間がいらず、かん水や施肥をコンピューター管理するため作業しやすいのが特徴。就労訓練として利用者が作業に汗を流している。

システムは岐阜県農業技術センターで開発された。ハウスの室温維持や培養液の循環などをコンピューターで自動制御。鉢が独立しているため病害の伝染抑止効果もある。

設備を取り扱う兼弥産業（愛知県）によると、九州では熊本県玉名市でJR九州ファームが大規模に展開。全国の障害者施設では福岡県、沖縄県、三重県で3施設が導入している。

ワークセンターほたるはビニールハウス（幅7・5メートル、奥行き30メートル）で544鉢を栽培。3月に植えた苗が大きく成長し、障害者5人が枝の手入れや授粉、収穫作業などに励んでいる。収穫は6月中旬に始まり、1日20～30キロ。保育園などに販売しているという。

社会福祉法人長崎市社会福祉事業協会の理事長で、施設管理者の田中信春さん（79）は「試行錯誤して不安だったが、甘くておいしいトマトができた。軌道に乗れば規模を拡大して工賃アップにもつなげたい」と話す。利用者の男性（57）＝西彼長与町＝も「赤く実が熟れるとうれしくなる。一生懸命やりたい」と意欲を語った。

### 知的障害者サッカー代表がコーチに 加藤さん、小学生を指導

秋田魁新報 2015年7月24日

知的障害者サッカー世界選手権に3大会連続で出場した秋田市牛島の加藤隆生さん（26）が、サッカーコーチとして市内で小学生の指導に当たっている。これまで市内の福祉関連会社で働いていたが、6月からは雄和の総合型地域スポーツクラブ「スポルティフ秋田」に勤務。コーチと選手の二足のわらじを履いて奮闘している。加藤さんは「子どもたちの中からプロ選手を育てたい」と意気込んでいる。

#### 子どもたちにサッカーを指導する加藤さん（左）

川添サッカースポーツ少年団に所属していたころから加藤さんを知るスポルティフ秋田の佐藤勇一代表（64）が、これまでの経験や技術を生かして後輩にサッカーを指導してもらいたいと、加藤さんにコーチ就任を依頼した。

好きなサッカーを仕事にできればボールに触れる時間も増える、と考えた加藤さんは転職を決意。5月いっぱい勤め先を退社し、6月からコーチに就任した。日本知的障害者サッカー連盟によると、知的障害のある選手がサッカーのコーチを務めるのは国内では2人目だという。

クラブでは主に小学生の指導を担当。大型免許も取得し、バスで子どもたちを送迎している。日本代表に選ばれる高い技術を持つ加藤さんだが、指導者としては駆け出し。子どもに教えることの難しさを肌で感じている。



### 障害年金 地域差是正へ新指針設ける方針



NHKニュース 2015年7月24日

厚生労働省は、障害のある公的年金の加入者に支給される障害年金について、支給を認めるかどうかの医師の判断に、地域によってばらつきがあるとして、より客観的に認定することができるよう、新たな指針を設ける方針です。

障害年金を巡っては、厚生労働省が去年、すべての都道府県を対象に、支給が認められなかった人の割合を調査した結果、特に精神障害や知的障害の認定を巡って医師

の判断にばらつきがあるために、支給の認められない人が数%の県がある一方で、20%余りの県もあることが分かりました。

これを受けて、厚生労働省は、より客観的に認定することができるよう、新たな指針を設ける方針で、専門家による会議を設置して検討を進めています。

それによりますと、障害の認定にあたっては、「自発的に適切な食事ができるか」や「他人に意思伝達ができるか」など7項目で、日常生活に必要な能力を点数化するとともに、「社会生活は普通にできる」から「常に援助が必要」まで、援助の必要な度合いを5段階で評価し、双方を組み合わせることで認定の目安にするとしています。

そのうえで、医師が、この目安に沿って、障害年金を支給するかどうかや、支給する場合、1級から3級までのどの等級に該当するかを、総合的に判断するとしています。

厚生労働省は、近く、この指針を正式に決定し、全国の年金事務所などに周知することにしていきます。

### 知的障害女性にわいせつ容疑 NPO代表逮捕／県警 埼玉新聞 2015年7月24日

障害者支援施設の利用者にわいせつな行為をしたとして、県警捜査1課と寄居署は23日、準強制わいせつの疑いで、深谷市黒田、NPO法人代表理事、高荷昌次容疑者（67）を逮捕した。

逮捕容疑は、5月16日午後1時半ごろ、深谷市内のホテルで、同NPOが運営するケアホームに入居する20代女性の体を触るなどわいせつな行為をした疑い。

同課によると、高荷容疑者は知的障害を抱える女性を「カラオケに行こう」と誘い、車でホテルに行っていた。女性から話を聞いた別の就労支援施設スタッフが寄居署に相談した。

高荷容疑者は「気持ちを抑えられなかった」と供述しているという。

## 人・仕事を都市から地方へ 鳴門のNPO、テレワーク通じ推進

徳島新聞 2015年7月25日



テレワークの実証事業の拠点として活用する旧川崎小学校の校舎＝鳴門市大麻町

障害者の在宅就労に取り組む鳴門市のNPO法人・JCIテレワーカーズネットワークは、時間や場所にとられない働き方「テレワーク」を通じて、都市から地方へ人と仕事を移す実証事業を行う。8月上旬に同市内に拠点を開設し、都市部の企業の本社機能の一部と社員が移る。新たな雇用につなげることも目指しており、テレ

ワークの基盤づくりを進める。

開設する拠点は「とくしまテレワークサポートセンター」と名付け、閉校した旧川崎小学校（同市大麻町）校舎3階の教室と準備室を市から借り受ける。同NPOが都内のデータセンターに設置しているテレワーク用の情報通信技術（ICT）基盤を移設して、作業スペースなどを整備する。

サポートセンターに移るのは、都内に本社があるIT企業「インフォ・クリエイツ」で、社員2人が鳴門市内に移住する予定。社員はテレワークで業務に当たり、ICT基盤の移設や機能向上などを担うとともにセンターの運営スタッフを養成する。

事業では、移住する社員の快適な暮らしを支えるため、耐震改修などを施した空き家2軒を用意するほか、地域の防災や子育て、医療、観光などに関する情報を提供するポータルサイトを開発する。

センターは今後、首都圏の企業に対する営業活動を行い、障害者らがテレワークでできる仕事の受注を目指すほか、テレワークの導入を希望する企業から相談を受け付けたり、人材育成に向けた講習会を開いたりする。

同NPOの猪子幸理事長は「地域に密着した徳島型のテレワークのモデルをつくり、全国に発信したい」としている。

事業は総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」で、全国で15団体が実施する。四国では同NPOだけで、県や同市、IT関連企業、NPO法人などと共同で取り組む。事業費は約3700万円。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行